

報告（２）鹿屋市生涯学習基本構想策定について

1 策定の目的

生涯学習の振興に資するため、本市の生涯学習の推進体制の整備その他必要な事項を定め、生涯学習の振興を図る総合的な施策の推進を図るため

[根拠条例：鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例]

2 策定年度 令和元年度

3 構想の期間 令和２年度から令和７年度まで（６年間）

4 構想策定の視点

- (1) 超高齢社会の到来や人工知能の進展、外国人労働者の急増など、時代背景や地域を取り巻く環境や課題等を踏まえること。
- (2) 鹿屋市第２次総合計画及び各分野の計画との整合性を図ること。
- (3) 平成30年12月に実施した「市民の生涯学習に関するアンケート調査」の結果を参考にしたり、審議会委員を市民から公募したりするなど市民の声を反映させること。
- (4) それぞれの地区で魅力ある生涯学習を推進することにより、地域活性化につなげられる取組内容とすること。

[参考：現基本構想における推進施策]

- ① 学習環境の整備 ② 学習機会の充実 ③ 学習推進体制の充実

5 作業スケジュール

月	項目	備考
6月	定例教育委員会で基本構想策定概要説明	
6月～ (10月)	鹿屋市生涯学習行政連絡会議の開催	
7月～ (10月)	・鹿屋市生涯学習審議会委員の承認 ・鹿屋市生涯学習審議会の開催 ・鹿屋市生涯学習推進本部の開催	
10月	定例教育委員会で計画素案について報告	
11月	鹿屋市生涯学習審議会の開催	
12月	・12月議会全員協議会説明 ・パブリックコメントの実施	
1月	定例教育委員会へ報告	

6 生涯学習推進会議について

条例第3条 鹿屋市における生涯学習社会の構築を推進するため、鹿屋市生涯学習推進会議を置く。

2 推進会議に鹿屋市生涯学習審議会及び鹿屋市生涯学習推進本部を置く。

